

# 怒りを新たな運動のエネルギーに ～文科省交渉報告～

東京都・運営委員 名谷和子

3月2日の文科省交渉には、神本美恵子参議院議員をはじめ全国から41人の参加がありました。文科省からは、酒井吉彦さん（初等中等教育局特別支援教育課企画調査係長）と畑島晃貴さん（初等中等教育局教育課程課教育課程企画室企画係長）が出席しました。

事前に全国連から出された5つの要請に対する文科省の回答を聞き、その後、項目ごとに再質問と意見交換を行いました。以下、要請文と文科省の回答、そして、話し合いの様子を報告します。

## 1. 原則、特別支援学校ではないが、原則、普通学級でもない

1. 改正された学校教育法施行令を受け、就学時健診で障害の有無によって振り分けることなく、就学者全員を対象に地域の学校への就学通知を出してください。現在でも区市町村の中には就学通知と就学時健診のお知らせを同時に出している例があります。

回答：平成25年に学校教育法施行令が改正され、それまで障害のある子は特別支援学校に就学するのが原則だったのを改め、個々の障害の状況等を踏まえ総合的な観点から就学先を決定すると改めた。原則として支援学校ではなく、希望などによって地域の学校への就学もできるようになった。全員を対象にということになると、必ず地域の学校へということには制度はしていない。

文科省の作成した「改正後の就学先決定の手続きの図」に、小中学校への就学通知に「原則」、認定特別支援学校就学に「例外」と全国連が書き加えた図の是非を問いましたが、「普通学級が原則になっている、どちらが原則でどちらが例外とは考えていないのでこのような記載は正しくない」という回答でした。

「原則と例外はないが、障害児が通常学級へ行くことは原則ではないと発言しましたね」と再確認をすると、「どちらが原則と例外という関係性はない。通常学級への就学が原則ではないことをもって、特別支援学校への就学が原則だと捉えられるのは違う」という回答に、「原則はないのか？」と問いかけると、「ルールとして総合的判断で就学する」と回答。

就学時健診のマニュアルの改訂については、担当部署が違うので詳しいことはわからないが、「これまで医学的モデルといういわれかたをしていたのを社会的モデルということに基づいて就学先決定などの考え方を示している。今の時代に合ったように改正していくと聞いている」と回答。

全国連としては、本人保護者の希望を最大限に尊重するのであれば、就健はいらないと  
思っているが、やるのならば、就学通知と就健のお知らせを同時に出してほしいという要  
望については、「就学通知と就学時健診は別の観点でやっていること。今の仕組みは、就  
診の後、どこの就学先がいいかを決めている。同時に出してしまうと、就学先が先に既成  
事実として決まってしまうので検討が必要だ」と否定的な回答。そして依然として、就健  
が障害児の振り分けになっていることが明らかになりました。

## 2. なにが「適切な情報提供」なのか

2. 障害のある子の就学手続きにおいて保護者の意見聴取が義務づけられていますが、  
普通学級へ就学するための情報提供がされていません。普通学級を希望するための情  
報も就学相談において提供するよう働きかけてください。

回答：平成 25 年に、教育委員会に対して、就学先決定の在り方について変更したという  
通知を出した。その際に、保護者に対して適切な情報提供をするようお願いをしてい  
る。それに基づいて各地方の教育委員会で実施をしていると承知している。

「『ほっとかれる・わからない・授業についていけない・十分な支援は受けられない・医  
療的ケアの子には看護師派遣はできないから付き添うように…』と、普通学級の情報は否  
定的なものばかりだ。これでは、お子さんが可愛そうでしょうと説得され、泣く泣く、支  
援学校や学級を選んでいるというのが現実

だ。これが適切な情報提供だと言えるのか」という問いに対して、「障害のある子も通常  
学級で学べるようにするために、看護師派遣や支援員制度などいろいろな施策を行ってい  
る」「指導要領が変わり、通常学級の中で特別な支援が必要な児童・生徒への配慮事項を  
新たに規定している。周知徹底していきたい」と回答。

「文科省は 1981 年の国際障害者年に、統合教育に反対するための理由として、①つ  
いていけない②邪魔になる（迷惑になる）③お金がかかる④我が国の教育の根幹にかかわ  
ることをあげている。このことは、今の教育課程の中に維持されていると思うがどう  
か？」という問いには、「障害のある子が通常学級で学ぶことは、障害の無い子にとっ  
てもプラスになると考えている。邪魔になるとか我々は考えていない」という回答。何が、  
適切な情報なのかについては具体的な答えはありませんでした。

## 3. 現場に浸透していない「合理的配慮」

2. 障害のある子の就学手続きにおいて保護者の意見聴取が義務づけられていま  
すが、普通学級へ就学するための情報提供がされていません。普通学級を希望するた  
めの情報も就学相談において提供するよう働きかけてください。

回答：平成 25 年に、教育委員会に対して、就学先決定の在り方について変更したとい  
う通知を出した。その際に、保護者に対して適切な情報提供をするようお願いをし  
ている。それに基づいて各地方の教育委員会で実施をしていると承知している。

「現場の教員に、ここに来るべきではないという思いがあるから、それが見え隠れして、何とか就学しても、普通学級で苦しい立場にいる。邪魔にならないように、支援員を付けて個別支援をしてるだけ。保護者の付き添いも依然としてある。社会モデルで合理的配慮をして、工夫や調整、変更をしてほしい」と

いう再質問に対しては、「特総研でも合理的配慮の実践事例を検索できるようにしている。これらを含めて周知徹底していく。付き添いも、合理的配慮ということになるので、学校の中での支援体制ということで、周知をしていきたい」教育課程課からは、「連携をとってやっている。知見は特別支援課がもっているの、通常学級ではどういった対応が必要なのか聞きながら、やっていく。支援の体制の環境整備も必要なので引き続き予算確保に努めていく」という回答がありました。

「合理的配慮を知っている教員がどれだけいるか。現場の教員の意識は、この子はここにいて意味があるのか、いるべきでないというのが圧倒的。原則、来るべきではないと思っている。長年の特殊教育が浸透したままだ。現場を変えてほしい」と、実態を伝える訴えがありました。

#### 4. 「交流及び共同学習」ではなく、「普通学級で共に学ぶ」ためのガイドラインを

4. 「普通学級では障害児はいじめられる」と就学相談で言われることがあります。

このような考え方が、やまゆり園事件につながっていたのではないのでしょうか。文科省の考えをお聞かせください

回答：障害者差別解消法でも障害を理由に差別をすることは禁止されている。障害があるということだけで就学を拒否することも禁止されている。障害を理由に通常の学級に就学をさせないことは禁止されているし、それに加えて、先生など学校現場において、障害への理解や合理的配慮への理解を深めるための取り組みもしている。引き続き、理解の促進を続けていきたいと考えている。

普通学級ではいじめられるからやめなさいという説得がされていることについては、「教員の逃げ道のようなものだと思う。障害のある子が入ってきたからこそ一緒に学んでいけるような学級経営をしてほしい。交流及び共同学習のガイドラインを作って、理解を求めていく」と回答。「理解ではない、一緒にいる実感だ。それが無いから、やまゆり事件も起こった」と反論し、「普通学級で共に学ぶためのガイドラインを作って、現場に浸透させてほしい」と訴えました。それについては、「ご意見は課に持ちかえって伝える」「ガイドラインというものかどうかわからないが、文科省としても、具体的な例示を示さなくてははいけないと思っている」と回答がありました。

## 5. どう変えようとしているのか、明確な答え無く

5. 学校教育関係者にインクルーシブ教育に関する認識が薄く、今も医学モデルによる指導が行われているので、障害児が普通学級から排除されることが増えています。。学校関係者や教育委員会に対して、  
障害者権利条約・障害者基本法・障害者差別解消法の趣旨を徹底させてください。  
回答：障害者権利条約・障害者基本法・障害者差別解消法の趣旨を徹底するよう通知をしている。引き続き行っていく。

「施行令が変わり法律ができて、学校現場は、何が変わったと思っているのか。何をしようとしているのか」という再質問に対し、「障害のある子とない子が可能な限り共に学ぶことができるように条件整備を行うとともに、一人一人の教育ニーズに最も的確に応えるための多様な学びの場を整備していく」「指導要領に盛り込まれ変わったことを学校現場に浸透させる。教員養成の段階から、認識を変えていく必要もある。環境整備の予算化も必要。短期、長期的に取り組んでいく必要がある」と回答がありました。

## 6. 怒りを新たな運動のエネルギーに

最後に、神本議員の「現場をどう変えていくつもりなのかという質問に明確に答えられていないことが問題だ。地域で生まれたのだから、その地域の就学通知を出すのがあたりまえ。そのうえで、話し合いで合意形成をして特別支援学校や学級に行けばいい。就学通知を出すとその既成事実になってしまうという考えはやめてほしい」という意見を聞いて、文科省の二人は退席しました。

建前では、権利条約の趣旨を周知徹底すると言いつつも、「原則、普通学級ではない」「就健の後に就学先が決まる」との文科省の本音が出た交渉でした。

また、「保護者の意見を尊重すると言っても現場はそうでないことを、一昨年も伝えているのに、どうして、今年も同じことを言わなくてはならないのか」「特別支援学校で行う配慮は合理的配慮ではないと前の話し合いで確認している」と、文科省交渉の引き継ぎや積み上げがなされていないことも課題として出されました。

運営委員会では、翌日の総会での提起も受け、この怒りと苛立ちをエネルギーとして、新たな運動の取り組みを検討していきます。